



新たなイランの石油契約(IPC: Iran Petroleum Contract)について

執筆者: Mark Tudor、紺野 博靖、大槻 由昭、勝部 純

概要

イランは、世界で第4位の石油埋蔵量と第2位の天然ガス埋蔵量を誇るが、対イラン制裁法が原因で長らくこれらの開発及び生産が遅れてきた。しかしながら、2015年のイランの核問題に関する最終合意(包括的共同作業計画、JCPOA: Joint Comprehensive Plan of Action)に基づき、米国及び欧州は、対イラン経済制裁を解除した(ただし、イランが当該合意条件を遵守しないような場合には、再び制裁が復活する可能性はある。)。かかる制裁解除によって、外国石油会社によるイラン国内の石油・天然ガスの開発事業への投資の機運が高まっている。

上記諸外国による制裁解除を受けて、イラン政府は、外国資本を誘致するために、長らくイランへの外国石油会社による投資を阻害する要因であった「バイバック(buyback)」と呼ばれる契約体系の見直しと、これに代わるイラン石油契約(IPC: Iranian Petroleum Contract)という新たな契約体系の導入を検討している。新IPC契約の導入は2015年に一旦予告され、その一般原則について2016年9月にイラン政府が承認したが、イラン国内における検討が未了であるため、現時点ではその内容は公表されていない。したがって、新IPC契約に伴うリスクの全容については、未だ不透明な状況である点に留意されたい。

従来の「バイバック」契約に関する批判

上記の従来の「バイバック」契約は、比較的短期間におけるリスク・サービス契約である。すなわち、産油国であるイランの地下資源に対する主権と資源開発に関わる排他的な権利を留保しつつ、コントラクターとなる外国石油会社に採鉱ないし開発作業を行わせ、その対価として、生産物収入から一定の報酬を与える形の権益契約である。かかる「バイバック」契約の下では、コントラクター(外国石油会社)は、生産される石油の販売収益から一定額の報酬を受け取るものとされているが、後述のとおり、支出済

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

みのコストについて、これが未回収に終わるリスクに晒されている。

以上のような、従来の「バイバック」契約に関する主な批判として、以下の点が挙げられていた。

- **操業のコントロールに関するリスク:**

従来の「バイバック」契約において、生産段階において、操業権がコントラクターからイラン国営石油会社(NIOC: National Iranian Oil Company)に移転される。そのため、コントラクターが生産段階の鉱区の操業をコントロールすることができず、NIOC による操業リスクを、実質的にコントラクターが負わざるを得ないというデメリットが指摘されていた。

- **支払に関するリスク:**

従来の「バイバック」契約は、以下のような特徴を有しており、これらも、コントラクターが負うリスクを高める要因となっていた。

1. コントラクターが、支出済みコストの回収及び報酬の支払いを受けることのできる契約期間が短いこと(「バイバック」契約の契約期間は、典型的には 5 年から 7 年間とされている。)
2. 「バイバック」契約期間を通じて、上記コントラクターへの支払いの上限が、生産物収入の 50%までに限定されていること(なお、この上限額は、後述する新 IPC 契約においても撤廃されていない。)
3. 上記コントラクターへの支払いについて、生産物収入からの回収しか認められておらず、契約期間終了時点において未回収の費用・報酬は、その後回収する途がないこと。

上記の要因により、従来の「バイバック」契約においては、たとえば、石油の貯留槽の性状が想定と異なっており、これに対応するための生産設備が不十分であるような場合において(このような場合には、生産物の回収方法の改善が必要となる。)、コントラクターが支出したコスト相当分の生産物収入を得ることができなくなるリスクを負っていた。

- **コスト・オーバーランのリスク:**

従来の「バイバック」契約の下では、コントラクターが回収することのできる支出済みコストの総額について予め上限が付されており(超過した分については、コントラクターが全額負担することになる。)、この面からも、コントラクターが、開発コストに関してコスト・オーバーランに陥るリスクも指摘されていた。

上記の他にも、従来の「バイバック」契約においては、たとえば、コントラクターが、会計上、石油・天然ガスの埋蔵量を自己の資産に計上できない点も難点として挙げられていた。これは、前述のとおり「バイバック」契約がリスク・サービス契約であるために、石油・天然ガスの埋蔵量の主権や所有権がコントラクターではなくイラン政府に帰属することが理由とされていた。また、いわゆるローカルコンテンツ(local content)条件(外国からの進出企業に対して、51%以上のイラン国内産品の購入・使用を求める条件)が付されている(当該条件を遵守しない場合には、契約解除の可能性がある。)ことなど、外国石油会社をして、イランの石油開発への投資を躊躇させる理由がいくつか存在していた。

新 IPC 契約

現在、イラン政府により導入が検討されている新 IPC 契約は、概して、「バイバック」契約に類似したリスク・サービス契約である(この点は、根拠法令が同一である以上、当然である。)、コントラクター(外国石油会社)にとってより魅力的となるよう、いくつか

の改正(修正)が加えられている。

現時点で明らかとなっている情報によると、新 IPC 契約は、従前の「バイバック」契約とは、以下の点で異なっている。

- **生産段階の操業参加権が、コントラクターにも一定程度認められること:**

新 IPC 契約においては、コントラクターは、一定条件の下で、NIOC によって承認されたイランの現地企業と共に設立する合弁会社を通じて、生産段階の操業を行うことが認められる(なお、操業に関する意思決定及びその遂行のために、共同操業委員会が設置されるものとされている)。現時点で明らかな情報によれば、新 IPC 契約に基づく生産段階の操業に関する権利及び責任は、基本的にコントラクターに帰属すると思われるものの、新 IPC 契約の最終案を見るまでは判然としないことに加え、実際の操業コントロール権の程度についても、未だ不明である。

- **固定報酬に代わる連動方式の報酬制度:**

従来の「バイバック」契約の下では、コントラクターの報酬は、現金での支払いに限られ、また、報酬額は生産物収入のうち一定(固定)割合とされていたが、新 IPC 契約の下では、NIOC の決定によって、コントラクターの報酬を現金で支払うか現物(石油・天然ガス)で支払うかを選択することができるようになる。なお、新 IPC 契約の下におけるコントラクターの報酬は、生産物の数量(バレル又は立方フィート)に対して一定の係数を乗じた金額とされ、また、生産物の市場価格の変動に応じて 50%を上限として、増減調整され得る。

- **支出済み資本コストの回収上限金額の撤廃:**

新 IPC 契約において、コントラクターにより支出済みの資本コストの回収可能額については、生産の状況や市況を踏まえて、年度毎に NIOC との合意のうえで決定され、従前の「バイバック」契約のように、予め回収の上限金額が設定されるものではない。

- **より長期間の契約期間が確保されること:**

従来の「バイバック」契約の契約期間は長くて 5 年から 7 年間と比較的短期間であったのに対して、新 IPC 契約の下では、生産段階の操業を促進・改善するため、契約期間は開発行為の開始時点から最大で 20 年間(25 年間まで延長され得る)とされる。

- **リスク連動の報酬金額の設定:**

上記のとおり、従来の「バイバック」契約の下では、コントラクターの報酬は、当該事業のリスク高低や開発の困難性にかかわらず一律に、生産物収入のうち一定(固定)割合とされていたが、新 IPC 契約においては、「高リスク」な開発事業に関しては、リスクに比例した高い報酬金額が設定され得ることになっている。

上記の新 IPC 契約に関する懸念の一つとして、イランの核開発問題に関する前記の包括的共同作業計画(JCPOA)の「制裁再発動(snap-back)」条項が挙げられる。「制裁再発動(snap-back)」条項とは、JCPOA の参加国が、イランが JCPOA に基づく合意事項を履行していないと判断した場合、国連安全保障理事会の決議に含まれる制裁の全てを一方的に再発動することができるという条項である。この問題に関して、イラン政府は、当該条項に基づいて制裁が再発動された場合であっても、コントラクターの新

IPC 契約の解除権は生じないと述べている点に留意を要する。この場合において、コントラクターが不可抗力(force majeure)を主張できるか否かも明確ではなく、今後の論点として注意を要する。

コメント

上述のとおり、現時点において、新 IPC 契約の概観自体は把握が可能であるものの、詳細は未だ定まっておらず、新 IPC 契約のモデル条項が公開されるまでは、コントラクター(外国石油会社)が負うこととなる具体的なリスク内容は不明である。最終的な新 IPC 契約のモデル条項次第では、新たな論点が生じる可能性もあり、また、コントラクターにおいて現時点の公表内容に基づいて享受が期待される利益やメリットが後退する可能性もある。例えば、前述のコントラクターが生産段階の操業について行使することができることとされているコントロール権の程度についても、現段階では明らかとはなっていない。したがって、たとえば、合弁パートナーとなるイラン現地企業の技術的能力に懸念がある場合はもとより、仮にコントラクターの内部規程上、一定の基準に基づいて操業が行われなければならないとされている場合などには、外国石油企業の参入にあたって重大な支障を生じる可能性がある。また、前述のコントラクターが、石油・天然ガスの埋蔵量を自己の資産として計上できるか否か、という会計上の論点についても、現段階では取り扱いが不明である点にも留意を要する。

また、従来の「バイバック」契約の条項には、イランの制定法に準拠して規定されているものもあり、これらの条項は、新 IPC 契約でも維持される可能性が高い点にも留意が必要である。例えば、前述のローカルコンテンツの条件については新 IPC 契約においても維持されると予測されるほか、イラン憲法における仲裁の規定、すなわちイランの国有財産(石油・天然ガスも含まれる。)に関するイランと外国政府との間の紛争に関する仲裁の提起に閣僚会議及びイラン議会の承認を要する旨の憲法上の規定に基づく契約条項などについては、新 IPC 契約においても、従来どおり維持されると考えることが無難であろう。

さらには、新 IPC 契約に関する実務上の交渉の困難性も指摘することができる。過去に行われた NIOC(イラン国営石油会社)やその関係会社と「バイバック」契約等の契約交渉に関する経験値に照らすと、新 IPC 契約に関する実務上の論点として、イラン側の関係者が、新 IPC 契約のモデル条項の文言を修正することについて抵抗するという事態が、容易に予想される。この点、従来の「バイバック」契約については、イラン側関係者において、「バイバック」契約のどの条項が、イラン法に抵触することなく修正することが可能であるか(あるいは不可能であるか)、長年の経験値に基づいて理解していたが、新 IPC 契約は、まったく新たな契約体系であるうえに、その内容についてはイラン政府による介入等も予想される中で、イラン側関係者が、今後公表される新 IPC 契約のモデル条項からの修正については、消極的な姿勢となるということは想像に難くない。したがって、仮にコントラクター(外国石油会社)の側から新 IPC 契約の内容について、何らかの修正希望を出したとしても、イラン側の関係者の検討及び承認に時間がかかる等、当該契約修正が難航することが予想される。そのような場合には、新 IPC 契約の契約条件について、事実上、交渉の余地が殆ど認められない結果ともなり得る点に留意を要する。



マーク チューダー
Mark Tudor

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*
m.tudor@jurists.co.jp

1998年に英国法の弁護士資格を取得し、国際的な法律事務所のロンドン、シンガポールおよび東京オフィスにて勤務。その間に、日本の資源関連企業に出向した経験を有する。当事務所に参画する直前は、シンガポールを拠点とするエネルギーサービス企業の上級法律顧問を務めていた。

Tudor弁護士の専門分野はエネルギーおよび資源であり、世界中の資源関連のプロジェクトへの法的助言の経験を有する。

*外国法共同事業を営むものではありません。



こんの ひろやす
紺野 博靖

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.konno@jurists.co.jp

2007年ニューヨーク州弁護士登録。2014年から日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員。2012-2015年独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出戦略企画室出向。その間「LNG国際市場可能性調査」「アジアレアアース調査」のリーダーも務める。2010-2012年プリズベンのクレイトン・ユッツ法律事務所Energy & Resources部門出向。



おおつき よしあき
大槻 由昭

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.otsuki@jurists.co.jp

2012年ニューヨーク州弁護士登録。2015年から独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 出向、2012-2014年 新日鐵住金株式会社 法務部国際法務室 出向、2012年 香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所、2011-2012年 ロンドンのノートン・ローズ法律事務所、2011年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2004年 東京大学法学部卒業 当事務所入所。近時の著書に「メキシコの石油天然ガス開発プロジェクトの最近の動向について」「経営判断の原則活用の観点からJoint Operating Agreementを考えてみる」、セミナー講師として、モザンビークの政府職員に対する鉱業契約のセミナー、石油鉱業連盟の基礎講座等。



かつべ じゅん
勝部 純

西村あさひ法律事務所 弁護士
j.katsube@jurists.co.jp

2006年 弁護士登録、2013年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年 ニューヨーク州弁護士登録。2014-2016年 三井物産株式会社法務部アジア・大洋州室 出向。その間、豪州、インドネシア、マレーシア等のアジア・大洋州各国における様々な資源・エネルギープロジェクトを手掛ける。近時はLNG開発プロジェクト、鉱業プロジェクト、FPSOプロジェクト等への法的アドバイス等に従事。

当事務所の資源/エネルギープラクティスチームは、石油、天然ガス、石炭、銅、金属鉱物等の資源の探鉱、開発および生産の上流、LNG、原油、石炭、銅精鉱等の調達等の中流、ならびに発電事業(火力・再生可能エネルギーを含む)、電力ガスの小売等の下流まで、関連する契約・法律問題についてワンストップでリーガルサービスを提供しています。